

ひょうご聴障ネット講演会

2012年5月13日（日）

「聴覚障害者と差別禁止法」～安心して暮らせる未来を求めて～

講演に先立って3人の聴覚障害当事者から体験談を話していただきました

●Aさん（NPO 法人兵庫県難聴者福祉協会）〈難聴者〉

みなさんこんにちは。今、私は感音性難聴3級です。生まれつきではありません。初めて手帳をとったのは、24歳のときです。

中学生のころから、自分でも分からないぐらいにゆっくりと聴力が落ちましたが、まだ難聴の自覚がなかったころ、部活の先輩に「つんぼ」と言われたことがあります。私本人の横で、他の先輩にむかって大声で言うので、私にもハッキリ聞こえていました。しかし尊敬している先輩がそんなこと言うはずがないと、自分の耳を疑い、聞こえていないふりをしました。他の先輩は、「つんぼなんていったらいけないよ」と怒ってくれましたが、先輩は「聞こえてないからええねん」と言いました。これが、難聴になって初めてうけた差別です。

聞こえていないから何を言っても構わないというのが差別だと思います。

難聴というのは、大きい声で言えば聞こえるもの、と私も思っていました。ところが、周囲の状況や声の高低、発音の明瞭度によって大きくかわってきます。しっかり聴こうとしても、言葉としてははっきりと聞きとれない。はっきり聞きとれる言葉もあるけど、いつもいつも聞きとれるわけでもない。何のルールもない聞こえ方に私自身戸惑い、説明できませんでした。難聴で聴こえなくて、何度も聞き返すと避けられたり、嫌な顔をされたり「疲れるわ、もういい」と言われ、つらいことが多い学校生活でした。

難聴は人に嫌われるもの、耳の悪い自分が悪いと感じ、できるだけ話さず、目を合わさず、過ごすことが多くなりました。「音として聞こえるけど言葉として聞きとれない」「聞こえないので、書いてほしい」と言えるまで、10年かかりました。職場では、今は理解ある人が多くて助かっていますが、他の聴覚障害者のなかには差別を受けている人は多いようです。

話は変わりますが、神戸市が平清盛のドラマ館と歴史館を造りました。大々的にPRしていますが、館内で映像を映しているのに字幕がありませんでした。何度も連絡をして文字資料を用意してもらえることになりました。でも本来は、社会に聞こえる人がいることを前提に音を付けるなら、音の聞こえない人も社会にいるということを含めて、映像に字幕や手話通訳を付けてもらうというのが当たり前だと思います。

自分が難聴になり、多くのバリアを感じるようになりました。少し聞こえなくなっただけで、こんなに暮らしにくくなるんだと初めて分かりました。自分が聞こえていたときには全く分からなかったことです。

社会の仕組みにも、物にも、人の心にもバリアがあります。今の難聴者だけでなく、

これからの難聴者のためにも法律で人権を守ることが大切だと思います。法律ができ、社会が変わっていく中で、人の心も変わり、物もバリアもなくなると思います。

生きている間に、難聴でもいい、聞こえなくても問題ないと笑顔で過ごしていけるようになればいいなと心から願っています。ありがとうございました。

●Bさん (NPO 法人兵庫盲ろう者友の会) 〈盲ろう者〉

みなさん、こんにちは。失礼になるかもしれませんが、帽子をかぶらせていただいたまま体験談をさせていただきます。よろしくお願ひします。まぶしいのですみません。今から話します。

僕は、生れたときから視覚と聴覚に障害を持った重複障害者です。ただいま36才です。ろう学校へ入学しました。幼稚部から高等部まで過ごしましたが、差別を受けたことがいっぱいあります。その内容をお話いたします。

僕は、学校の教室で座っているときに、黒板がありますが黒板に書かれた文字が見えないんです。それで、席を前の方に移動させたいと思って先生に言いましたが、断られました。本当に見えないのに断られたんです。また、カーテンを閉めてほしいんです。外の光がまぶしいんです。黒板の文字がますます見えません。僕はあきらめないで、先生に繰り返し要望しました。その結果やっと、解決できました。席を前に移動させました。黒板のすぐ近くで、カーテンも閉める許可をいただきました。

また、いじめにも何度も何度もあいました。みんなは僕のことを怠け者と言うんです。僕は怒りました。たとえば、ボールが見えないんです。部活動の更衣室で、いじめをうけました。担任の先生に相談にのっていただき解決できました。

ろう学校では、盲ろう者に対する理解がなく、それによっていじめや差別を受けました。解決はできました。

本当は盲学校に入って、マッサージの資格を取りたいと考えましたが、入学を断られました。本当に残念でした。面接を受けましたが、入れませんでした。盲学校のみんには見えないけれども聞こえます。そういう人が行く学校ということでした。見えない上に聞こえない僕はだめだということでした。障害が違うということです。そこで僕は諦めました。

最後に警察や電車の駅員さんに質問をするとき、筆談でしてくださいと、僕は小学生か中学生くらいのときにお願ひしたことがあります。車掌さんに聞きたいことがあって質問を紙に書いたのですが、なかなか通じませんでした。母に協力してもらってもう一度話した結果、通じました。

今も差別がいろいろあります。筆談をするときに、普通のペンで書いた文字は目だけでは見えないので、太いサインペンで書いてもらい、今、お見せしたルーペで読みます。「サインペンで書いて」とお願ひしても、断られることが多いです。僕は大変困ります。

よかったこともあります。サインペンで書いてもらったこともあります。また、今か

ら出しますが、これが単眼鏡です。片方の目でのぞく双眼鏡のようなものです。それも使ってはダメと学校で言われました。ルーペもダメと言われました。いろいろ困ったこと、差別を受けたことがありました。僕の話は以上です。

●Cさん（公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会）〈ろう者〉

私はろう者の立場で体験談を話します。いろいろ他の人から聞いた話もいっしょに話したいと思います。

聴覚障害者の立場で、普段の生活の中で苦勞するのは、電車やバスなどの交通手段を利用する時です。例えば、電車に乗っているときに緊急の放送が入ったりします。急に停車したので待ってくださいなどです。私たちは聞こえなくて、分かりません。何があったかと不安になります。

お店で買い物をしているとき、時々店員さんが、私が聞こえないことに気付かず、いろんなことを話しかけてくることがあります。それが何かわからなくてあきらめることもあります。そういうコミュニケーションの壁があります。

少し前、他の地域の人から聞いた話です。ろうの女性ですが、学生で、バスから降りるとき、お金を払おうとしたが、出すのにもたもたしてしまった。後ろに並んでいた人から「早く」という声があったらしいのですが、本人は聞こえず気付かなかった。体をたたかれてもみ合いになったようですが、「聞こえません」と言ったが、分かってもらえませんでした。聞こえないということに対する気づきがないために誤解を受けたそうです。

次は災害の話です。皆さんも17年前の阪神・淡路大震災で、いろんな情報が入らない体験をされたと思います。その時、私は小さかったのですが…。

今住んでいる宝塚で、1月に1泊2日で避難訓練を実施しました。情報保障に関する課題がたくさん出てきました。避難所にはいろんな人がいます。聞こえる人もいれば、聞こえない人もいます。聞こえない人がいることに気付かない。例えば、食べ物の配給があると言っても情報が届かない。ろうの立場では、避難所を一緒に運営するのもなかなかできないので、緊急のときの情報保障の壁はたくさんあると思います。そういう点では、まだまだ差別であるとか、困難な課題はたくさん残っています。

以上、簡単ですが、体験談を終わらせていただきます。

「聴覚障害者と差別禁止法」～安心して暮らせる未来を求めて～

講師：藤原精吾(ふじわらせいご)弁護士

1941 生まれ。1967 年より弁護士活動開始。

日本弁護士連合会の副会長、人権擁護委員長などを歴任。

1998 年より日本社会保障法学会理事、2009 年より NPO 法人兵庫障害者センター理事長。

主な事件活動（社会保障関係）…堀木訴訟、市立尼崎高校筋ジストロフィー入学拒否取消請求事件、尼崎公害訴訟事件等。

《配布資料》

・新聞記事・障害のある人の権利に関する条約・差別禁止部会中間報告

●藤原精吾弁護士講演

今、ご紹介いただいた弁護士の藤原です。今日皆さん方に「差別禁止法」の話をすることで勉強してまいりましたが、本当にたくさん話すことがあります。時間が足りないと思いますし、また、十分説明ができないかもしれませんが、もし、そういう点があれば、後でご質問なり、次の機会を作っていただきたいと思います。

◇聴覚障害者に対する差別（いくつかの具体例）

今日最初に、Aさん、Bさん、Cさん、3人の方の実際の体験をうかがいました。その中でも「差別禁止法」をつくらなければならない理由が十分あらわれていると思います。そして差別禁止法は政府においてもこれをぜひ早く作らないといけないという認識を持っています。今、その作業が進んでいて、来年にはこれを国会に提案するということまで来ています。ただ、その中身がどのようなものになるか、ちゃんと私たちの希望するようなものになるか、それが問題です。我々の希望を政府に伝えるためにも今日の学習を役立てたいと思います。

今日、私がお話すること、まだ十分こなれていないと思います。皆さん方、パワーポイントのプリントをお配りしていますので、聞いていて、なるほどと、納得がいけばこれに○をつける。よくわからない、あるいは納得できないということであれば、×をつけるということ聞いていただければと思います。話を急がないために座らせてもらいます。

今、差別が本当にたくさんあります。具体的に繰り返しませんが、1つは、聞こえないこと、それ自体について差別、偏見をもたれるということがありましたね。

2つめには、コミュニケーション、まわりの人との意思疎通が十分できない。職場でもそうだし、買い物に行ってもそうだ、あるいはバスに乗るときでもそういうことがあ

る。まして、災害のときの情報が十分伝わってこない。そういう意思疎通、コミュニケーションの障害があるわけです。

3つ目には差別がそのまま放置されるために仕事ができない、あるいは、社会生活の上で、いろんな差し障りがあるのにそれに対する補助、たとえば、手話通訳を求めてもそれが十分に派遣されないなど、社会的な援助、合理的配慮が不十分な現状があります。

とりわけCさんもおっしゃいましたが、今度の東日本大震災の時も障害者の方の死亡率がそれ以外の方の2倍もあったということです。これは、情報が十分に伝わってこない、あるいは災害の時に避難するのに困難があったということだと思います。

そのことを含めて、今日、新聞記事をお配りしています。これに、具体例がいくつかありますからそれをご覧ください。

新聞記事の中で、1枚目の裏に「孤立した障害者」というのがあります。これが東日本大震災の時の事例です。例えば宮城県岩沼市の菊池信子さん(72)、聴覚障害があったために、通りかかった人が避難のために連れて行こうとした。そのときにまだ家に夫がいるということを手話で伝えたにもかかわらず、それがわかってもらえない。そのようなことがいくつも起こっています。

私も阪神淡路大震災のときに知り合いの聴覚障害の方に聞きましたが、テレビの手話ニュースがその日は全然放映されなかった。すぐ近所で火事があってもわからない。いくつも情報が正しく伝えてもらえないために大変な困難に遭遇したということがありました。

◇公的権力による聴覚障害者差別

他にも新聞に載るようないくつかの事件が起こっています。この1枚目の右側の欄です。鳥取県の県営住宅、なかなか入居が難しいんですけども、幸運にも入居に当たった人が、管理人に「これからよろしく」とご挨拶に行かれた。すると、管理人が、聴覚障害の人が一人暮らしで入ってこられたら危ない、火事の時困る。あるいは、自治会の活動に参加できない、という風に考えて、県に入居させないでほしいと言ったそうです。これは当然、障害を持った人に対する差別になりますから、問題になって、取り消しをしたのですが、そういうことがしばしば起こっています。

次に書きました玉野事件があります。少し前に和歌山で起こった事件です。玉野さんは聴覚障害者ではないのですが、口の中に大きな腫物があり、言語障害があった年配の女性です。その人が選挙のときに、口では言えないので、自分がぜひ当選してもらいたいと思う人のチラシを知り合いに配ったのです。すると、警察は「それは公職選挙法違反だ」と逮捕して、裁判にかけました。

この裁判では、聴覚に障害があったり、あるいは言語障害があったりして、口で人に選挙のための活動を働きかけられない場合に、文書を配ったら違反だと言われる。つまり、障害を持ったことにより政治に参加する権利が奪われてしまうということは間違っ

ているじゃないかということで、金沢大学の井上英夫先生など、何人もの学者、障害の活動に関わっている人が玉野さんは無罪だと頑張った事件です。ただ、最高裁はそれを認めなかったのです。

次の事件は、1枚目の裏です。去年の9月、まだ1年も経っていませんけれども、聴覚障害をもった人が大阪の拘置所に拘留されていたとき、面会に来た人と手話で話をしようとしたら、それを禁止されたわけです。そして筆談をしると強制されたわけです。これは手話がなぜ使えないのかと、我々としては当然疑問なわけですがけれども、拘置所や役所は手話を公用語として、日本語として認めていない、これがまだ現実なのです。

◇裁判傍聴における手話通訳者の立ち位置

それから、皆さん方が大いに関わってこられた障害者自立支援法の裁判。全国で闘われ、神戸の裁判所でもありましたね。最近の新聞で、2枚目の左側、上のほうです。全国の自立支援法の裁判のときに聴覚障害者が傍聴するための手話通訳を認めたわけですね。歴史的に言えば、堀木訴訟のときに初めて手話通訳者が裁判所で通訳をしたんですけれども、自立支援法違憲訴訟のとき手話通訳をつけるということは、当然ながら認められたわけです。

しかし問題はその先です。神戸でも手話通訳者が座る席というのを傍聴人の一人として、傍聴席に座ってくれと。すると、くじ引きでやったときに通訳者が当選しなかった、外れたらどうするか。他の人にその席を譲ってもらわないといけない。すると傍聴人が一人減るわけです。そういう問題が起こります。

もうひとつは、通訳をする人が傍聴席でなくて、法廷にはバーという仕切りがありますね。弁護士や被告が座る席、裁判長側と傍聴席を隔てる柵があります。それを英語ではバーと言いますが、そのバーの裁判長寄りの方でいけば、傍聴人がそのまま全員座れますが、バーの傍聴席側に座った場合、その人が立って通訳できるのかということでも、裁判所によって違いが出たわけです。

裁判所によっては「目立たないようにやれ」という要求をする裁判所もありました。目立たないように通訳するのは非常に難しいですね。また椅子に座ってやれ、という裁判所もありました。椅子に座ると通訳するのに体を後ろにねじって通訳しなければならない。きわめて不合理で手話通訳者の健康を考えないやり方です。

一番まともなのは、バーの裁判所寄りで傍聴席を向いて、立って通訳するというのですが、全国で見れば、むしろそういうことが少ないということです。

これは皆さん方にも応援していただいた、自立支援法の裁判ではなく、聴覚障害の方の年金の裁判です。Dさんの裁判、このときに本人尋問をするとき、スクリーンを使うことを裁判所は認めました。しかし、要約筆記をさせない。傍聴人のために要約筆記を認めてほしいと言ったが、それは認めない。なぜなら、どこまで聴覚障害のための援助、通訳とかスクリーンを認めるかは、裁判長である私が決める、「文句言うな」という態度

でした。そのような意識がまだ現実に支配しています。しかし、これがいいのだろうかということを見ると、差別禁止法の必要性とあり方について考えたいと思います。

◇憲法 13 条

まずこれは皆さん方の復習の為に出しますが、憲法を知っていますね、日本国憲法。憲法 9 条もあります。平和憲法。それ以外に今日かかわりのある憲法 13 条もあり、ここには、「一人ひとりが個人として尊重される」と書いてあります。

◇憲法 14 条

次に憲法 14 条。「すべての国民は、法の下に平等である、差別を受けない」と書いてあります。

◇憲法 15 条

憲法 25 条、「すべての国民は健康で文化的な生活を営む最低限度の権利を有する」とあります。

◇憲法で保障されている権利と現実とのギャップ

この 3 つの条文だけを挙げましたが、現実はこの憲法に書かれているようになっているのでしょうか？そこが問題です。差別してはならない、一人ひとりが尊重される、そして、健康で文化的な生活を営む権利がある、これが現実になっているかどうか、そこが問題だろう。現実を見ると、憲法はあるけれども、それは飾りになっていて、実際の生活上は、憲法なんかおかまいなしになっている。これを何とか変えなければならないということが、今、問われていると思います。

とりわけ、先ほどいいました聴覚障害者に対する差別扱い、あるいはコミュニケーションの保障がない、あるいは合理的配慮が行われていない。そのために、教育、労働、職場で、社会生活の上で大変な困難を受けなければならない。これをどう変えるかが、課題だろうと思います。

◇差別禁止法の必要性

そこで、その課題を乗り越えるために、私たちはまず、これは困ったことだ、これは問題だ、ということを感じたときに、その原因を確かめることから始めるのがよいと思います。つまり、聴覚障害者を取り巻いている 3 つの困難があるとすれば、その困難はなぜ起こっているかを考えたいと思います。

まず、差別についていうと、差別される側から言えば、差別されるような理由は私にはまったくないと思う、ということだと思います。ここに書きましたが、何も悪いことをしていないし差別されるような覚えはないということです。聴覚障害があるのは、私のせいではない。病気やその他自分ではどうしようもない原因でそうなっている。にもかかわらず、差別を受けることによって、心が傷つけられます。あるいは仕事ができな

い、やりにくい。そのために生活していくのが困難だと。場合によって、そのために職を失うときもあるわけです。

私がこれまで相談を受けた中でも、仕事をしていただけでも、職場の同僚からいろいろな差別を受けることで、心に傷がついた。それだけでなく、メンタルストレスから「うつ病」になって、仕事が続けられないような状況になる、ということが現実に行っているわけです。今日の3人の報告を少し整理するところとなります。

◇なぜ差別する

逆に、差別する側は、なぜそんなことをするのか、を考えてみたいと思います。差別する側の理屈は、何も差別はしていない、そっちが悪いんだ、というわけです。話しかけても聞こえていないじゃないか、話が通じないじゃないか。

だから同じような理屈で、外国人ですね、日本ではヨーロッパやアメリカ人は差別しないかもしれませんが、黒人や東南アジア、韓国などの人の悪口をすごく言いますね。それのもとになっているのは、言葉が通じない、よそ者だということです。

笑い話があります。ギャルたち友達同士で3～4人で海外旅行に行った。ニューヨークに行ってカフェでお茶をしているとき、まわりを見回して「あ、外人ばかりいる」と、言ったんです。どっちが外人でしょうか。

ともかく日本においては、聴覚障害を持った人、あるいは目が不自由な人、あるいは外国人というのは多数派ではないのです。どうみても少数派なんですね。そういう場合、スタンダード、標準の人はこんなもんだということで、上から目線で少数者を見る。そして自分たちの話す言葉が標準語だと、あるいは、正当なものであると、それで基準を決めるわけです。はさみや包丁などはだいたい右利きが標準になっているわけでしょう。それが当たり前となっています。

後でお話しますが、60年前、明治憲法、旧民法の世の中では、男性で税金をそこそこ払っている人だけが一人前で、女性は選挙権がなかったんです。家など大きなものを売買するのは夫の許可がいる、と法律・民法で決めてあったんです。耳が聞えない人、目が見えない人、精神的発達が不十分な人は、無能力者と民法にも書いてあったんです。ついこの前までです。

つまり、男性でお金 that 十分儲けられる、そういう成人の人間だけが標準者で、そこから外れる人は一人前でないという見方が、一般的にはびこってきたのです。だから「女のくせに」という言葉がありました。今でも使う人はいますが。

そういう風に人間の中に普通のものや普通でないもの、えらいものやえらくないものというふうに差別をする考え方があるわけです。

もう1つ、自分は差別するつもりはないと言うんですね。今も問題ですが、エイズにかかった人やハンセン病の患者の人に対して、「うつる」とか、社会から脱落しているんだという見方をする人が、まだいます。そういう人は、なにも差別しているつもりはな

い、といいます。「自分はそんなつもりはありません」というわけです。だけど、現実に行っていることは差別なのですね。

だから、結果的に差別をすることが、差別される人にとっては非常に苦痛であることに気付かないといけないのです。気付くべきなのです。

◇差別に正当性はない

そういう差別を無意識にやっていたとしても、それは正しくないということです。憲法に書いてあるから正しくないのではなく、人間として正しくない。つまり、憲法に書いたから、人間は尊厳を持っているのではない。人間は一人ひとり顔が違うようにいろいろな能力・個性が違う。だけど、差別される理由・する理由はまったくない。日本人だろうと、韓国人だろうと、タイ人であろうと、アメリカ人だろうと、人間としては同じじゃないか。同じように尊重されないとおかしいじゃないか。

そういうことから考えると、聴覚に障害があるから差別を受けてもしょうがないというのは、おかしいわけです。まして「何が標準か」は、たまたま日本でそうだから、それが多数だから、それが標準になっているだけです。

上品なたとえではありませんが、私が初めて海外旅行にいったとき、ヨーロッパなどでは、男性がトイレで用を足そうとすると、目標が高くてなかなか届かないということがあります。これはヨーロッパ人の標準的な足の長さより、日本人の足が短いので、そういうことが起こるわけですがけれども、結局、標準はたまたま、そこで多数を占めているだけであって、少数の人の権利をそれで奪ってはならないのです。

ここで一番下の行に書きましたが、多数を占めているから、多数で決めたらそれが正しいということでは決してないということですね。

一番わかりやすい例で、金子みすゞという明治時代に下関に住んでいた詩人を知っていますか。その人の書いたたくさんの詩の中で「わたしと小鳥とすずと」という詩があります。

小鳥はとべる。
わたしはとべない。
しかし小鳥は
わたしが地べたを走るほど
速くは走れない。
わたしが体をゆすっても
鈴のようなきれいな音はぜんぜん出せない。
だけどわたしは
歌を歌うことができる。
鈴はいつも同じ音しか出せない。

小鳥も鈴もわたしも、
 それぞれ、
 ちがうことができるけれども
 相手のことができないことも
 たくさんある。

そして最後。

すずと、小鳥と、それからわたし、
 みんな違って、みんないい。

「みんな違って、みんないい」それぞれ個性が違う、それがいいと金子みすゞは、詩によんでいます。だから人の違いを認めるのがまず、出発点だと思います。

◇医学モデルから社会モデルへ 「障害」のとらえ方

障害を持っていることについて、それをどうとらえたらよいのかということについて、昨年の7月に改正された障害者基本法の3条と4条。そしてこれのもとになったのが、国連の障害者権利条約です。まだ日本政府は批准していませんが、権利条約の中に盛り込まれた考え方です。

障害があるというのは、ただ医学的に見て発声ができない、耳が聞こえない、目が見えない、自分の足で歩行できない。そういう医学的違いでなく、それをもとにして社会生活においてバリアがある。障壁がある、それを障害というんだということ。

医学的にみて、目が見えないとしても音声だとか点字とか、いろんなことでそれを補って、社会生活ができるようにできます。あるいは車いすに乗っている人が階段を上がれないとしてもその階段をスロープにするとか、エレベーターをつけることで歩けないということも十分補えるわけです。社会の側が対応することによって本来の生活ができる、その対応しないことが社会的なバリアになっている、それを障害というんだということ。

だから「障害者」とひとことで言いますが、障害者権利条約では「パーソンズ with ディスアビリティーズ」と英語で言います。パーソンズは人間です。ディスアビリティーズは障害です。障害を持った人という意味ですよね。先ず人間があつて、その人間が身体的・精神的・障害を持っている、そういうふうにとらえる、それが社会的モデルのとらえ方です。

◇差別をやめさせるためには

そのようにして差別の原因を考えると多数派が標準だという考え方を変えさせないといけない。そのために法律、制度をかえる・つくるのが大事です。

旧民法のように障害を持った人、あるいは女という立場にある人を欠格者、劣等者という、そういう差別的立法をやめるとするのがまず第1歩です。それだけでなく、普通の生活をするのに差別がある場合、差別をなくすことを法律で推進することが必要です。まして差別的な言動、取扱いをしてはならないということを高いところに憲法の額をかけているだけでなく、現実に普段使えるような法律の中に書いてある、それが障害者権利条約が求めているところです。

ここに「社会意識を変える」と書きましたが、全体として、日本社会の中で障害を持った人に対する考え方を変えなければなりません。それを変えるために差別禁止法を作る、そしてそれに違反した場合、極端な場合は、罰則が伴うということが必要だと思います。もちろん、無意識で差別する人について言えば、教育が必要です。

なぜ、差別するのかということをお聞きいただければ、差別する理由がないことをわかってくれるはずだと思います。だからまず、教育と調停が必要だと思います。

ただ、それで終わるのではなく、それをしてもお、差別を行う、たとえば、職場で障害をもった人を先にクビにするとか、あるいは能率が悪いので賃金を安くするなど、そういうことが行われるなら、法律違反でペナルティーを科すことも必要ではないかと思えます。

◇聴覚障害者にとっての社会的障壁（その1）

差別禁止法の中で、聴覚に障害を持っている人にとって大事なことをいくつか具体的に考えていきたいと思えます。

今日の準備をするにあたって一番の問題は、コミュニケーションをどのように保障させるかということでした。最近では手話通訳をつけるということは、テレビを見ているも官房長官の記者会見で手話通訳がついたり、多少は増えていますが、まだ、それは一部である。

たとえば映画やテレビでも、字幕が100%はついていません。それを、差別禁止法をつくるのであれば、手話をつけることを法律的な義務にするべきである。そして手話を公用語として、普通の話し言葉・書き言葉と並んで、日本の公用語にすると、この法律では決める必要があると思えます。そして手話通訳がどんな場合にも保障される、要約筆記が保障される、あるいは字幕がつけられることをまずはこの差別禁止法によって決める必要があると思えます。

◇聴覚障害者にとっての社会的障壁（その2）

次に「差別をしてはならない」ということですが、先ほどから見てきましたように、差別をしてもいい理由はまったくないと思えます。障害を持っていることによって普通、みんなが取れている資格をとらせないというのは全部改める必要がある。この点で言えば、2001年（平成13年）に大きな前進があったのはみなさんご存じだと思います。医

師、薬剤師、看護師などの資格が取れるようになりました。

自動車の運転免許は、昔の道路交通法では聴覚障害があると免許が取れなかったのですが、それも取れるようになりました。障害があるというだけでは免許の拒否はしない、一律に欠格条項で聴覚障害者を排除することはやめにしました（道路交通法 90 条）。

遺言とは、自分の死後、財産を分けることですが、遺言を書くときに公正証書でするやり方があります。それは公証人に対して自分がこんな遺言をしたいと口で話して、それを公証人が書き取ると民法に書いてありました。そうすると口がきけない人は公正証書ができないということになっていました。それが、1999 年（平成 11 年）に改正があって、口がきけない人の場合、読んで文章で伝えればそれでいいと改正がありました。そういうふうに順次、欠格条項についてはなくす方向で行われています。

しかし、民間で障害を持った人が借家を借りようと思うと断られる。あるいは、就職が極めて難しい。あるいは、B さんのケースもありましたが、学校に入れてもらえない。そういう問題が起こらないように、この法律で決めることが必要ではないかと思います。

◇高松手話事件

高松の手話通訳派遣拒否事件を知っている人もいるでしょう。今裁判が始まっています。これは聴覚障害の池川さんが娘さんの専門学校の保護者説明会に参加しようということで、手話通訳の派遣を申し込みました。ところが高松市は、市外である、参加する必要性が乏しいとして断りました。それはおかしい、手話通訳派遣を求めるのは権利だと、今裁判に訴えて、裁判が始まっています。保護者説明会に行けなかった後、娘さんが入学したので、入学式について行こうと、もう一度派遣を申し込んだが、それも断られた。

つまり、聴覚障害をもった人が普通の生活、普通の両親だったら当然できることをするために、手話通訳を派遣してもらいたいと言った。その場合に、通訳をつけることは権利条約にもある「合理的配慮」、必要な配慮をすることなので、当然の権利ではないかということをお訴えているのです。

◇法廷傍聴、裁判をする・受ける権利

もう一度さかのぼっていきますが、裁判所での傍聴が、それぞれの裁判長の考え次第で、傍聴席に 1 席座って、パイプ椅子で体をねじって後向きで通訳をしなければならないということが起こってはならないと思います。やはり傍聴席の人に正面から向き合っ、よく見えるように立って通訳ができることが、それが裁判長の考え如何に関わらず、どこでも保障されないといけないと思います。

3 番目の中津川市議員の事件は、聴覚ではなく口腔がんのため、声帯を取ったので発言ができなくなった。議員さんなので議員としての発言をするのに、自分の代理人に発言を読み上げてもらおうとしたら、議会がそれを拒否した。それはおかしいのではな

いか、議員としての当然の活動を保障するべきではないかと言ったが、聞き入れないので、裁判をした。岐阜の裁判所でそれは認められたのですが、新聞記事を見てください。一昨年、9月23日の新聞です。つい2日前に、名古屋高裁の判決がありました。岐阜地裁の裁判官は慰謝料をたったの10万円しか認めませんでした。これは障害をもった人に対する差別事件をどの程度評価するか、重大なものだと考えるかというバロメーターだと思います。それがたった10万円ということで、みんながあきれていました。このたび、名古屋高裁での判決では、300万円にアップしました。これは非常に前進だろうと思います。

こういった法的な場面での障害者差別は、まだまだたくさんあります。時間の関係でたくさんは読み上げられませんが、2枚目の裏でも、自立支援法の法案審議の際国会傍聴に行った視覚障害者、聴覚障害者が非常に差別的な取り扱いを受けたことが載っています。

◇聴覚障害者が働く職場

3つ目、「職場での合理的配慮」の問題があると思います。やはり同僚とのコミュニケーション、仕事の上で電話をしたり、外から配達にくる人との連絡、あるいは、そこに聴覚障害者がいることを知らずに連絡を取ってくる社内、社外の人たちへの対応。これができるように職場で合理的配慮をする必要がありますね。これをたまたまの行為ではなく、法律上、保障させることが必要だろうと思います。

◇諸外国の立法

これまで話をしてきたことは、日本の現実が障害をもった人に対する差別がまだ蔓延している、それを何とかしないといけない、何をしなければならぬか。まず、差別を禁止すること、コミュニケーションを保障すること。必要な合理的配慮をさせること。この3つを実現するような法律をつくる必要があるというところまで話しました。これから後、外国では、それがすでにあるということ、これからどういうことをしていく必要があるかを話したいと思います。

日本で差別禁止法を作ろうとしているわけですが、諸外国ではすでに10年以上前から差別禁止法が現実のものになっています。一番最初で有名なのが、アメリカの「障害をもったアメリカ人についての法律」、ADAといいますけども、その法律です。それから一番最近では韓国で2007年に制定され、現実に適用されている「障害者差別禁止、及び権利救済などに関する法律」です。

これを見ても日本はアメリカより23年遅れ、韓国と比べても5年も遅れています。

その間にオーストラリアとかイギリス、ハンガリー、スウェーデン、あるいはEUです、ヨーロッパ連合、ドイツなどでは、障害を持った人の差別を禁止する、障害をもった人の生活が普通にできるようにする、そのための法律が作られ、現実に動いていま

す。

例えば、お隣の韓国の法律、ごく一部ですけども紹介しますと韓国の障害者差別禁止法第6条を見ますと、「何人も、障害または過去の障害経歴、または障害があると推測されることを理由に差別をしてはならない。」障害を理由に差別をしてはならない、これが法律に書いてあります。すべての分野で意味がある、役に立つと思います。

◇ドイツ障害者平等法 社会法典9編、10篇

それから、それぞれの国の特徴がありますが、例えばドイツの「障害者平等法」を読みますと、第4条にはバリアフリー、社会生活をする上での障壁をなくしなさいと書いてあります。

そしてその次、第6条「ドイツ手話は独自の言語として認められる」ということが、ちゃんと法律に書いてある。つまりそれは単なる補助ではなくて、一つの独立した言葉の体系として認められるということが法律で決められています。

第9条「聴覚障害者及び音声機能障害者は、行政手続において自己の権利の主張に必要な場合は、ドイツ手話その他適切なコミュニケーション補助手段を公費負担により意思疎通を図る権利を有する」と。手話通訳の費用は公費で負担する。それによって必要な手続きができるように保障されるということを法律で決めているわけです。

◇社会法典第9編 57条意思疎通の助成

これが10年ほど前にできた障害者平等法ですが、その後ドイツは社会保障法を大幅に変えていますけども、その中で、障害に関する第9編。本で1編ずつあり障害に関しては第9巻目にあるのですが、そこには「聴覚障害者が、その障害を理由として、意思疎通を図るために援助を必要とする場合には、必要な援助が提供され、又は相応の費用が補償される」とはっきり書いてあります。みなさん方がふだん要求されていることを法律で定めています。これは国の義務であり、あるいは自治体の義務である、ということがはっきり言えるわけです。

その次、社会法典 第10編19条にも「聴覚障害者は、公用語による意思疎通を図るために手話を使用する権利を有し、通訳者の費用は官庁又は社会保障給付の担当機関により負担されなければならない」とあります。つまり、手話で役所の手続きをしたり、裁判をしたりする、それを受け入れる役所の方が通訳を用意しなければならない、あるいは用意できなければその費用を負担しなければならないということを法律で決めています。ここが日本との大きな違いだろうと思います。

◇ADA（障害者のあるアメリカ人の法律）

そして一番歴史のある、障害のあるアメリカ人の法律。国連の障害者権利条約の一番基本になっている考え方がここからきています。この法律ができたとき、皆、目からウ

ロコでした。「なるほどそうなんだ」と思いました。このアメリカでできた法律の中で、まずは、障害は医学的な、身体的問題ではなく、社会の側がバリアを設けている、そのバリアをどうなくすかが問題だと初めて書かれました。

2番目には福祉。気の毒な人にはただお恵みをする、親切にするのではなく、障害を持った人が市民としての権利を持っているのだと。だから障害をもった人が完全に社会参加して、平等に扱われることは権利なんだと。お恵みではないと。

先ほどDさん年金訴訟の裁判長の言葉を紹介しましたが、手話通訳や、要約筆記は特例で、認めるか認めないかは裁判長が決めるということと言わせないわけです。障害をもった人が市民として当然持っている権利で、あんたが認める、認めないということは言えないということです。

3番目に差別は絶対に禁止するという。そして直接差別するというだけでなく、必要な配慮をしないのも差別になる。これは権利条約にも書いてありますね。たとえば車いすの人があがれないような階段だけではダメだと。エレベーターをつけなさい、スロープをつけなさい、それをしていなければ差別だといえる。こういうことがいくつも書かれている。

そして大事なことは、差別をなくすために行政が責任を持っているということと、差別が現に起こっているときに調査を求める、あるいは調停を求める、裁判所に訴える。こういうことによって権利が実現できる道筋もこの法律でつけたということなんですね。

◇聴覚障害のある被用者のために手話通訳を提供しなかったことをめぐる ADA 判例

現にアメリカで裁判になった1例を紹介します。会社の会議に参加した人が、手話通訳がつかなかったんです。保証されていなかったわけですが、会議内容については議事録があるから、それでいいじゃないかと会社は言いました。しかし、訴えた聴覚障害の人は議事録ではその場で直接わからないじゃないか、あるいは議事録は要点だけを書いているので全体がわからない、不十分だと訴えました。

連邦地裁では、議事録があるから一応の配慮はできているということで、原告の訴えを認めませんでした。しかし、高等裁判所で審理した結果、書面による会議要録だけで原告に十分かどうかきちんと判断されていないので、地裁の判断は不十分だともう一度審理のやりなおしを命じました。

つまり手話通訳がない場合、書面が作られているだけで足りるということにはならないよ、という、合理的配慮とは、実質的に障害者の権利を保障しているかどうかを問題にしないといけないといったわけです。そういう裁判はたくさん起こっています。

◇イギリスの障害者差別禁止法 2010年 Equality Act

イギリスの障害者差別禁止法も少し前にできたんですが、2010年に大幅に改正され

ました。その中に入れられているのが、調整義務です。つまり差別がおこったときに、差別している側に対して直せということ申し入れて、調停ができるということです。救済機関として助言あっせん仲裁局をつくった。専門にそれに取り扱う役所を作った。平等人権委員会も障害者の差別をやめさせるために設けられています。そこでも解決しなければ、裁判所に持ち込むことができます。

今の日本では、差別を受けて裁判所に持ち込んでも簡単には勝てません。時間もかかる、それが現状です。それがやはりおかしいじゃないか、もっと簡単に訴えることができ、訴えが認められるようにする必要がある。そのためには差別禁止法が要るんだ、ということです。

◇権利条約を読んでみよう

このように諸外国の立法、20年来の実績があつて中身があるのですが、その集大成が障害者権利条約です。今日配っている3つの資料の中に「障害のある人の権利に関する条約」があります。これは条文がたくさんあつて、全部で50条あります。全部読むわけにはいきませんが、ぜひ、後で家に帰ってから時間を作って、拾い読みでもいいから読んで欲しいと思います。その中に今私たちがこういう法律を求めるといふ考えが全部盛り込まれています。さらに具体的に職場ではどうしろ、学校ではどうしろと書いてありますので、ぜひ、勉強する必要があると思います。

◇障害者権利条約と障害者差別禁止法

日本でどうなっているかという、国連で権利条約をつくって世界中の国がこれに参加してくださいとなったのが、2006年12月13日、もうすでに6年ぐらい経っていますが…。日本は、署名は2007年9月28日にしました。しかし、国際条約の場合は外務大臣や総理大臣が行ってサインするだけじゃ足りないんです。サインした、ということ国内で承認するためには、批准という国会の承認手続きがいります。国会で批准されたらその条約は日本の法律としての効力を持つようになります。ただそうすると、権利条約でこうなさいと書いてあるのと、日本国内の法律が矛盾しますね。

例えば今の障害者自立支援法は応益負担で、障害の重い人はかかった費用の1割負担です。本人の所得がなくても親に所得があるので、費用を負担しろ、というようなことがまだあります。それは権利条約に反しています。

裁判所で手話通訳をつけるのに、聴覚障害者の人が自分で通訳者の費用を払って、あるいは、派遣を受けて通訳を受けないといけない。そしてまた認めるかどうかは、裁判長の考え次第。これは権利条約に違反しています。

この違反の状態をなくすためには、日本国内法を大幅に変えないといけない。そこで国内法整備の課題が出てきたのです。

◇権利条約批准のための国内法整備

その1が障害者基本法改正。この1つ目のハードルは去年の7月29日に越えて、障害の社会的とらえ方を条文として決めました。そして合理的配慮の義務があることも基本法の中に盛り込むことができました。

だけど、その次、今問題になっている障害者総合福祉法の制定。これは昨年制度改革推進会議で日本社会事業大学の佐藤久夫先生が座長となって、約50いくつの障害者を含めた部会のメンバーが全員一致でこういう法律をつくりたいという提言をしました。その提言を無視した法改正を今、政府がしようとしています。今、みんなが怒り狂っています。応益負担を残すのか。何も変わっていないじゃないか！自立支援法は間違っていました、と総理大臣が謝ったのを忘れたのかと怒っているわけです。これが権利条約には反しているということを今、また言わないといけません。

3つめが、今日のテーマである障害者差別禁止法です。差別禁止法を今からつくろうとしています。推進会議の差別禁止部会で委員が集まって、差別禁止法の作成作業、制定作業が始まっています。

◇障害者制度改革推進会議 差別禁止部会での中間整理

3つめの配付資料。3月16日に発表された、障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けて、ということで『中間的な整理』、つまり差別禁止法を作るとしたらどんなことが問題になるか、どんな法律を作らないといけないか。これを部会で討議したものをまとめたものです。これをぜひ読んでもらって、ここは賛成、ここは反対、を考えていただきたいと思います。

法律というのは、内閣府にある推進会議で討議をしてたたき台をつくり、その方向に沿って厚労省が法律の原案をつくれればいいのですが、先ほど言ったように、総合福祉法の骨格提言とは似ても似つかない、名前だけは似ているが、中身は違う、そんな法律を厚労省の役人が作って、民主党も政府も内閣でそれを決めて、国会に出しているわけです。部会の考え、これは障害をもった人の考えを大いに反映していますが、それとは食い違った法案を出してくる恐れは大いにあります。そこで私たちはどんな案でないといけないかははっきりと意思表示をして、「こういう法律でないダメ」と言い続ける必要があると思います。

◇私たちが求める方向（1）

その方向性についてまとめたものです。まず、第1に、いろいろなことを今日までにかがって、聴覚障害者の場合、一番は、「コミュニケーションと情報保障」、これを法律で義務づける必要があると思いました。これは社会生活上のあらゆる場面で問題になってきます。それが第1点です。

◇私たちが求める方向（2） 聴覚障害者の参政権保障

2番目、「参政権」。政治に参加する、政治の場に、私たち、あるいは聴覚障害の人の

意見を反映させることができるような制度を法律上作らせる必要がある。ここで6点ほど書きました。これが差別禁止法の中にもいるのではないかと思います。

◇私たちが求める方向（3）

3つ目。ただ差別をしないという消極的なことではなくて、普通の生活をするために必要な合理的配慮を求める権利がある。それをしないと、それも差別に当たるという考え方、これは権利条約にも書いてありますが、それも具体的にしていきたいと思います。

◇「合理的配慮」の費用

そして合理的配慮をどこまでするか。一人ひとりの要求が違うので、どこまでするか。佐藤久夫先生が例に出したのは、盲人の人が家でイヌを飼う。イヌの散歩をするのに、別にだれか手引きの人が要る。じゃ、イヌの散歩まで保障する必要があるか、費用も負担するのか、なかなか微妙な問題。「普通の生活」とは何か、が問題になってくるわけですが、一般原則とすれば、完全参加と平等、普通に社会的に生活できるような、そのために必要なことを配慮をしてほしいと言えます。

合理的配慮をしろ、と言うと、「お金がかかる」と、当然反論されます。税と社会保障の一体改革。いま野田総理は、社会保障を要求するのなら税金を払え、という言い方になっていますが、本来は消費税のように貧しい者からもお金をとるのではなく、お金の余っているというか、たくさん稼いでいる人からたくさん税金を取って、それを公共的な費用にあてるべきだと考えます。アメリカや世界中で富裕税をとれと、金持ちが自分たちから税金をとればいい、と言っています。新聞にも載っています。そのようにするべきではないか。

◇「新自由主義」の考え

ところがそれに反対の考え方が、小泉さんのころから始まっていて、世の中自由競争、市場原理で能力のあるものが勝って当たり前だ、障害があると稼げないのは当然。障害があるからタクシーがいる、手引きや通訳などの費用は自分で出せ、というのが新自由主義です。公共的なことにあまりお金を使いたくないという考え方。

◇社会保障にお金を使うことは何故正しいか

時間がないので、省略しますが、お金を稼げる人はどこが偉いのか。もともと親の代からあるお金を相続した。あるいは、ユニクロみたいに商売がうまくいって、すごくお金が儲かる。あるいは、イチローやタレントのように人気があり、お金がたくさん入ってくる。障害がない。そういう人がお金を持っているのは、本人のもともとの能力なのか、資格なのかについて少し考えました。

◇貧富格差の正当性の検証

アメリカのロールズという哲学者が書いています。それを要約したのですが、企業活動で儲けているというが、それは社長の能力だけでできるわけではない。みんなが会社で働いてそれを寄せ集めて、ようやくお金が儲かる。そしてまた、企業活動をするために、いろいろな公共的な財産、道路や電車、電話など、社長個人で使わずとも企業として使うような社会的インフラといいます。社会的公共設備を使うことで企業活動が成り立ち、それによって儲けが生まれる。まして、お客さんがいなければ売りようがありません。お客さんが払うお金は庶民それぞれ1人ずつがまじめに働いて稼いだお金、そのお金をユニクロに払っているわけです。

そういう意味で言えば、お金が入ってくる人について、その入ってくるお金が全部個人のものとする理由はありません。だから努力したと言っても親から努力の遺伝子を受け継いだだけじゃないか。逆に障害をもって生まれてきて生活しているのも本人の責任ではない。人間としてだれもが同じように生活する権利がある以上は、あるところからないところを補うのは社会として、社会生活をしている以上当然ではないか、ということなのです。

◇税金は何のために払うか

税金を集めて、その税金で公共的な目的に使う。例えば、警察、消防、道路、あるいは、国会議員の給料を2000万円も払うのも馬鹿らしいが、そういう議会の活動、裁判官の給料も税金から払っているわけです。公共的な費用を負担できる人からとりたてて運営するのも当然なわけです。

それとともに憲法25条にあるように全ての人が生きる権利を持っている。ただかつ生きるのではなく、人間らしい生活を営むために生きているとするのなら、高松のように手話通訳を伴って子どもの入学式に行く必要があればその手話通訳の費用を公費負担するのは当たり前じゃないか。現にドイツではそういう法律ができていないかということです。「自己責任」とは反対の考え方が正しいのではないかと思います。

◇私たちが求める方向（4）

そして差別禁止法をつくる以上は差別をしてはならないというのは、韓国の差別禁止法の6条にもありますが、条文だけでなく差別がなくなるように国も自治体もどんどん行政を前進させる必要と義務があります。そしてもしそれに反する事柄があり、障害者から申し立てがあれば、それをなくすために、調査し、調停をし、差別した人を教育し、それでも違反したら処罰することも必要ではないかと思います。

そういう役割を国の行政機関や、自治体の担当者や裁判官などが負っている。日本弁護士連合会では全ての人権を裁判じゃなくして守る、公的な機関、「人権委員会」をつくらうと提案しています。法案までできているのですが、民主党の中ががたがたしている

ので、まだ国会に出せない状態です。

時間がきましたので締めくくりますが、今の時点で考えれば、来年に差別禁止法が果たしてできるだろうか。できるといっても自立支援法のように中途半端なごまかしのようなものになるのではないかという心配はもちろんあります。

にもかかわらず、私たちはこういうものをつくるべきだ、できるまでは頑張る、という決心さえはっきり持っているのなら、それにむけて取り組みを進めようと提案したいと思います。

◇未来は開く・社会は変わる

過去の歴史をみても、つい60年前は、女性は一人前ではなかったんです。戦後強くなったのは、「女」と「靴下」といわれました。以前木靴下は木綿で出来ていてすぐに破れたんです。それが戦後ナイロンの靴下ができて強くなりました。そのように10年単位でどんどん世の中が変わっています。障害者の欠格条項もここ10年あまりでなくなってきています。

つい、10年ほど前にニュージーランドへ行きました。そうしたら、総理大臣が女性です。弁護士会の会長も女性です。裁判所の長官も女性でびっくりしました。女性を優遇するのですか？という、そうではない。自然の能力、その人自身の力でなっていると。

そう考えれば、評価は良くないですがイギリスはサッチャー総理大臣。今、ドイツはメルケルさん、女性です。つい何十年前と世の中全然変わってきていますよね。

黒人の問題、アメリカで奴隷として連れてこられて、リンカーンのときによりやく奴隷解放になりました。一応形の上では解放されて市民権を得ましたが、なおひどい差別がずっとあったわけです。1960年代後半まであったわけです。そしてキング牧師が黒人の公民権を本当に実現しよう、「私には夢がある」、I have a dream. と黒人が普通の市民として扱われるようにしようじゃないかと訴えました。今はどうです、黒人が大統領になっているじゃないですか。

そのように世の中は変えられるということです。

◇障害のある人の権利保障の理念

そういう点で、今日話したような障害者差別をなくすためにどのようなことが必要なのかをしっかりとつかんで、それに向けて取り組みをすることをやめなければ、必ず実現する。そういう意味で、差別禁止法は障害者の公民権運動であると思います。私たちは、みなさんの考えが広く受け入れられる、そういう社会に変わっていくことを願っています。

ありがとうございました。

● 質疑応答

Q1. 僕は盲ろう者です。質問が2つあります。講演はわかりやすく理解でき、うれしかったです。まず1つめ、体験談を言う時に忘れたことを補足で言いたいです。僕が小さい会社に就職したときに、普通の時間、9時から5時まで勤務していました。頑張っただけなのに、社長が「お昼までで帰れ」といいます。社長が厳しく言うので、辛くて、お給料もすごく安かった。そのため生活も難しくなり、困りました。それも差別ではないですか。2つめ、国際的なことでお尋ねしたいです。2007年、国連での話はわかりました。権利を持つことができる国々が批准中ということでしたが、日本と北朝鮮はまったく国交がありません。そのことの解決はまだですね。また、イラクは戦闘が続いていますね。障害者差別禁止法をつくるのは難しいのではないのでしょうか。また、お話にあったドイツでは障害者の差別禁止法が作られてとてもいいですね。でも、現在の状態、障害者の差別をなくすのが難しい国もあるのでは。北朝鮮、イラクもそうではないかなということをお尋ねします。

A1. 全部に的確にお答えするのは非常に難しいですが、障害を持っているために仕事の時間などを制限されてその結果、安い賃金しか払ってもらえないことについて考えると、会社の社長もたくさん給料をだそうと思っても、会社の経営状態によって給料を決めざるを得ないところがあると思います。

一番極端な例は、いかり作業所さんもありますが、作業所で一生懸命働いて儲けたお金では十分な給料が払えないことも現実にあります。その場合、安い賃金しか払わないのは、社長が独り占めして搾取しているのなら間違っていると言えはいいですが、出す金がない場合、それでも障害を持った人が生活できるようにというのは、社会福祉として賃金を補う、年金で補うということをしなければならない。

それは、障害者権利条約の中でも「すべての雇用」という言葉で、通常の賃金労働者として給料をもらえるような場合と、やはりいろんな障害のために一般の人と同じようには働くことができない人、それを「福祉的就労」といいますが、その場合もふくめて生活が保障される必要がある。ただ保障の形態が賃金でできるのか、補足的な給付でできるのか、その違いは認めざるをえないと思います。具体的な場合によって、多少違うと思います。

次に障害者の権利が守れない国があるのではないかと。北朝鮮やイラクをあげられました。それはそうだと思います。よその国の問題については、今の国際的な考え方では、その国の人が決めることである、となっています。今日本からみれば、北朝鮮の政治は間違っている、親子三代で独裁するのはおかしい、という考えは成り立つと思いますが、その政治をひっくり返すのはやはり北朝鮮の人々であると思います。

中国でも人権活動家が逮捕されています。「それはけしからん」と思いますが、できることは、口で批判することです。中国の政府を転覆させたり、裁判で訴える、そのやり

方は、今、国ごとに主権を持っているので、国自身がその国民によって物事を決めるといふことからすれば、批判をするのはいいですが、やむを得ないことだと思えます。それでよろしいですか？

それから、ついでに、権利条約の中身について、是非、学んでほしいと思えます。兵庫障害者センターで去年出版した非常に分かりやすい解説書、条文もちゃんとついています。後ろにありますので、ぜひ、買ってください。

★「障害者権利条約を今と未来に生かす」2011年

★「障害者権利条約を我々のものに」2012年

Q2. 講演、ありがとうございました。質問したいのは、いただいた資料の42ページ。私たちが求める方向性の4番目。差別禁止法を実現するために、と先生に講演をしていただきました。4つの項目に分かれていました。国、行政、地方自治体、裁判所など、権利、権限の条項等教えていただきました。それを考えるには、私たち当事者が含まれているのか、いないのか。例えば、先生の示された4つ目、権利条約の中に、NPO法人や法人などが連携をとれる考え方なのかどうか、そこを知りたいと思えます。言葉通り機能するといいますが、骨抜き法律になってしまうのではと心配しています。当事者が含まれているかどうかをご回答ください。

A2. いい質問をありがとうございました。今、法律を作るための議論をしています。それは障がい者制度改革推進会議の差別禁止部会です。このメンバーがこのパンフレットの31ページに載っています。これを見ていただくとわかりますが、障害をもった人が多数参加して、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」と議論が展開されています。ですからおそらく、差別禁止部会で出される原案は、私たちが考えている、求めるものになっていくと思えます。

問題はその後です。それをきちんともとにして、厚労省が法案作りをすればいいです。そこがまずは、厚生労働省の役人さんたちがどこまでこの精神を理解するか、が1つ。もう1つは、財務省です。いろんなところでバリアになるのですが、お金が出せない、と求める法律をつくらせないことがあるわけです。

さらにその後、結局政府がそれを決めるかどうか。決めるときに周りからいろんな意見がある。ただの意見ではなく、財界、経済界から、例えば原発を動かせという圧力がかかる、アメリカからTPP、貿易の自由化の圧力がかかる。あるいは外国人が参政権を持つようなことをやめろ、特権をやめろという運動もあります。いろんなところに気兼ねをして正しい方向から曲がることもあります。

その点でいえば、政府が正しい道を歩むようにするためには、まず障害をもった人の運動がもっと強くなる必要があると思えます。ただそうであっても、障害をもった人が多

数になることはあり得ないわけですから、正しいことを言っているのだということを理解してもらおう。

最後のパワーポイントで今日の話を実際に聞いてほしいのは障害を持っていない人だと言っていますが、役人、政治家、そういう人たちに、今日の話について、障害を持っていても同じように人間として扱われる必要があるし、それが実現できるように法律で決めないといけないことをわかってもらう必要があると思います。そこが一番大事なところです。そのためにどうするか。今日も講演終了後みなさんはパレードされますが、そういうことが積み重なってうまくいくのではないかと思います。

手話通訳派遣拒否の裁判も高松の池川さん1人の問題ではなく、みんなにそういう考えがある、それが正しいということを、制度として正しいのだと訴えていく。

先日和歌山でAFSという体が動かない病気の人が、24時間の介護が必要と訴え、裁判所は21時間まで認めました。そういうふうに権利があると認められれば、それが一般的に広がっていく、そういう運動が必要になっていると思います。